

情報公開法案

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法に由来する国民の知る権利を保障し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で、行政情報を国民に対して広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関して必要な事項を定め、もって行政の民主化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関
- 三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

四 会計検査院

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十条に規定する地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長

2 この法律において「行政情報」とは、行政機関が保有する情報（前項第三号の政令で定める機関が置かれる同項第二号の行政機関にあつては、当該政令で定める機関が保有する情報を除く。）をいう。

3 この法律において「行政資料」とは、行政機関の職員が職務上又は職務に関連して作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクその他政令で定めるものであつて、当該行政機関が保有しているものをいう。

（行政機関の責務）

第三条 行政機関は、行政情報を公開する責務を有する。

（行政情報の開示）

第四条 何人も、行政機関の長（第二条第一項第三号の行政機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、行政情報（行政資料として記録されているものに限る。第十七条を除き、以下同じ。）の開示を請求することができる。

2 行政機関の長は、前項の行政情報の開示の請求があつたときは、次条に規定する場合を除き、請求人に対し、当該請求に係る行政情報を開示しなければならない。

3 前項の規定による行政情報の開示は、行政資料を閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供し、又は行政資料の写しを交付することにより行う。

（行政情報の不開示）

第五条 行政機関の長は、次に掲げる行政情報については、開示しないことができる。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該個人を識別でききるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 内閣総理大臣その他の国务大臣及び国会議員並びにこれらの職にあつた者に関する情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

ロ 法令の規定により何人でもその内容を知ることができる情報

ハ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報
ニ 法令の規定に基づく許可、認可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して、行政機関の職

員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

ホ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ヘ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが特に必要であると認められる情報

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の正当な利益を著しく害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によつて人の生命、身体又は健康に危害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ロ 人の財産又は生活に侵害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが特に必要であると認められる情報

ハ その他開示することが公益上特に必要であると認められる情報

三 開示することにより次に掲げる国の事務のいずれかの適正な遂行を著しく阻害すること（イに掲げる事務にあつては、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあることを含む。）が明らかである情報

イ 犯罪の予防、犯罪の捜査、訴追、刑の執行、矯正又は更生保護に関する事務

ロ 立入検査その他法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

ハ 入札その他契約に関する事務

ニ 学識技能に関する試験又は資格審査に関する事務

四 我が国と他国との外交交渉の過程における情報であつて、これを事前に開示することにより当該交渉に支障を来すおそれがあると認められるもの

2 行政機関の長は、行政資料が前項各号に掲げる情報とそれ以外の情報とからなる場合において、これらを合理的に分離できるときは、同項各号に掲げる情報以外の情報については、開示しなければならない。

（行政情報の開示の請求手続）

第六条 行政情報の開示の請求は、政令で定めるところにより、現に当該行政情報を保有している行政機関

の長に対してしなければならない。

2 行政機関の長は、前項の請求を受けた日から起算して二週間以内に当該請求に係る行政情報を開示するかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができないときは、その理由及び当該決定をすることができるときを請求人に通知しなければならない。

3 行政機関の長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、請求人に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示しない旨の決定であるときは、その理由を併せて通知しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る行政情報を保有していないときは、当該請求を受けた日から起算して二週間以内に請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る行政情報を他の行政機関が保有しているときは、その旨を教示しなければならない。

5 請求人は、行政機関の長が第一項の請求を受けた日から起算して四週間以内にこれに対する何らの処分をしないときは、行政機関の長が当該請求に係る行政情報について開示しない旨の決定をしたものとみなす。

すことができる。

(手数料)

第七条 行政情報の開示を請求する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

(行政資料の目録簿)

第八条 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政資料の目録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の目録簿に行政資料の種類、行政情報の件名及び内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該行政資料を作成し、又は入手した日から起算して二月以内に記載しなければならない。ただし、第五条第一項の規定により開示しないことができることとされている行政情報に係る行政資料については、この限りでない。

3 行政機関の長は、毎年、政令で定めるところにより、目録簿に記載された事項の要旨を公表しなければならない。

(機構の整備等)

第九条 行政機関の長は、行政情報の開示に関する事務を迅速かつ円滑に処理するための機構の整備、行政情報を開示する場所の確保及び行政情報の開示に必要な設備の整備に努めなければならない。

(国会への報告)

第十条 政府及び会計検査院は、毎年、開示した行政情報の件数、開示しない旨の決定をした行政情報の件名及びその理由その他行政情報の開示の状況について、国会に報告しなければならない。

(文書等の作成及び整備)

第十一条 行政機関の長は、政令又は会計検査院規則で定めるところにより、当該行政機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、図画、写真、磁気ディスク等によって作成し、これを整理しなければならない。

(行政資料の保管)

第十二条 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政資料を政令又は会計検査院規則で定める保管基準に従って保管しなければならない。

(審査請求)

第十三条 行政情報の開示に関する処分（会計検査院長が行う処分を除く。）に不服がある者は、行政情報不服審査会に対し、審査請求をすることができる。

2 行政情報不服審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、原処分に係る行政資料の提出を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、その提出を拒むことができない。

3 行政情報不服審査会は、第一項の規定による審査請求を受理した場合には、審査請求を受理した日から起算して六十日以内に、裁決をするように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する審査請求の手續に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(取消しの訴えの判決)

第十四条 行政情報の開示に関する処分の取消しの訴え及び当該処分に係る裁決の取消しの訴えの判決は、事件を受理した日から起算して百日以内にするように努めなければならない。

(権限の委任)

第十五条 行政機関の長は、政令又は会計検査院規則で定めるところにより、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を、当該行政機関所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、行政情報の開示の請求の手續その他行政情報の開示に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公共団体の保有する情報の公開)

第十七条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、この法律に定める行政情報の公開の措置に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

日本国憲法に由来する国民の知る権利を保障し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で、行政情報を国民に対して広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政の民主化を図るため、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。